

商品概要説明書

マイカーローン（一般型A）

（2023年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（一般型A）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当JAの組合員の方。○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方。ただし、農業者以外の方の場合は、前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○JAマイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が2年以上あり、少なくとも過去1年以上延滞のない方、または2年以上返済実績があり、完済後2年以内の方については、前年度税込年収150万円以上である方。ただし、農業者以外で、前年度税込年収が150万円以上200万円未満の方は、前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方（以下リピーター型という）。○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。<ul style="list-style-type: none">①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に伴う諸費用。②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③運転免許の取得のためのご資金。④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。⑤車庫建設のためのご資金（建設費が100万円以内のものとしします。）。⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。 （ただし、リピーター型は対象外とします。）
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6か月以上10年以内とします。○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準

	<p>金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当JAが指定する保証機関（山形県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例）】 貸付金利2.0%、保証料0.50%の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>7,764</td> <td>12,886</td> <td>25,980</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、保証料率は0.45%~0.50%です。</p>	お借入期間	3年	5年	10年	保証料 (円)	7,764	12,886	25,980
お借入期間	3年	5年	10年						
保証料 (円)	7,764	12,886	25,980						
手数料	不要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p>								

	<p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAてんどう

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。

商品概要説明書

マイカーローン（株式会社ジャックス保証）

2023年3月1日現在

商品名	マイカーローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。 ○ お借入時の年齢が満 18 歳以上、完済時の年齢が満 80 歳以下の方。 ○ 安定・継続した収入の見込める方。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。 ○ 借換の場合、借換対象のマイカーローンに返済遅延がない方 ○ 新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方 ※新卒予定者：3月に高校、専門学校、短大、大学（院）を卒業予定で同年4月以降に就職する方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車購入資金《自動二輪車・自転車（電動、ロードバイク等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む）・電動車椅子（一般車椅子を含む）・船舶（新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯する付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等） ② 車検費用(船舶の車検含む)・修理費用・運転免許(船舶関連免許含む)取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等 ③ マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自 JA・及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手数料等 ④ 上記③の借換資金と、①②のいずれかの併用も可とする ⑤ 融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 ただし①のマイカー・二輪購入と同時申込に限定。 <p>※但し、いずれの使途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入費用等については対象外とする。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）。 ※ 但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの一括償還金額を上限とする。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6 か月以上 15 年以内（1 ヶ月単位） ※ 但し、借換資金の場合は、返済済み期間を含めず 10 年以内とする。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプ</p>

	<p>タイムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする</p>
保証料率	○ 年利0.65%の固定方式とする。
担保	○ 不要です。
保証人	<p>○ 当JAが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>※但し、次の場合必要とする。</p> <p>①株式会社ジャックスが必要とする場合</p> <p>②貸出対象者が新卒者の場合</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県JAバンク相談所にお申し出下さい。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aてんどう